

必ず起こる
東海地震!!

家族や財産を守るため

耐震診断・耐震改修を

しまししよう



地震は
おっかないね!!



山梨県では、市町村と共に、昭和56年5月以前に着工された木造住宅を対象に、耐震診断は無料で、耐震改修には60万円～80万円を限度に補助を実施しています。

問い合わせ先

山梨県建築住宅課

☎ 055-223-1734

お住まいの市町村窓口(裏面を御覧下さい)

東海地震 ～今こそただしく恐れてしっかり備えよう～

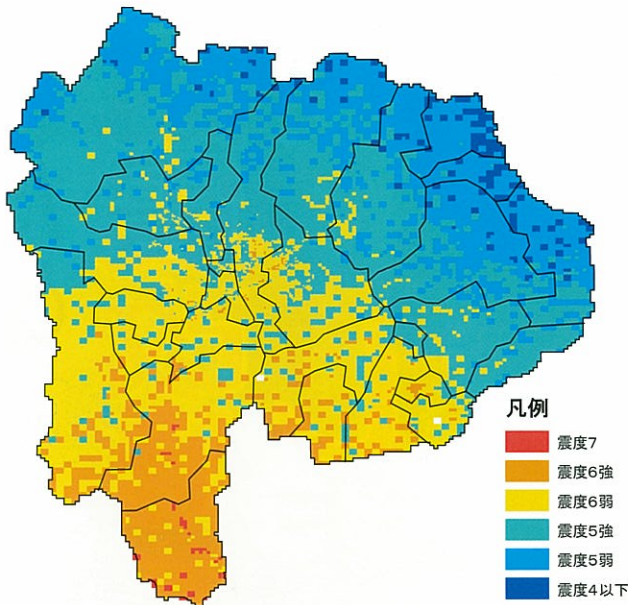
東海地震は、約100年から150年の周期で繰り返し起こっている大地震です。

今回は、1854年の“安政東海地震”。山梨県内でも、多くの地域が震度6弱以上の揺れとなったと推定され、甲府市で約3割、峡南地域では約半数以上の家屋が倒壊した、という記録が残されています。

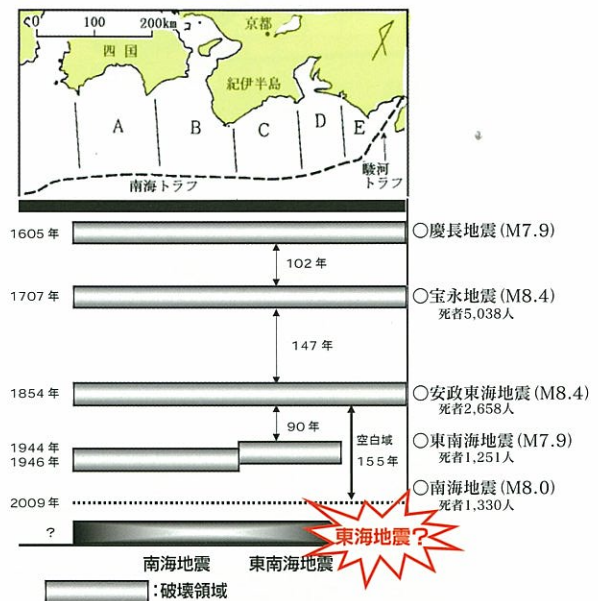
それ以来、150年以上が経過しており、地震を起こすエネルギーが相当蓄積しているため「いつ東海地震が起きても不思議ではない」と言われています。

平成17年5月に県が発表した東海地震の“想定震度分布”でも、県内の広い範囲が震度6弱以上、さらに峡南地域の全域や甲府盆地、富士北麓地域の一部は震度6強以上の激しい揺れが想定され、私たちの生活に大きな影響を与えることが想定されています。

予測される東海地震による想定震度分布



過去の東海地震に関する年表



耐震診断・耐震改修とは

○ 木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震診断は、診断する建物の地盤・基礎の状態・建物の形状・壁及びスジカいの配置や割合・建物の老朽度などから、地震に対する耐力を総合的に判断するものです。

耐震診断による総合的な耐震判定は次のとおりです。

総合評点	判定
1.5以上	安全である
1.0以上～1.5未満	一応安全である。
0.7以上～1.0未満	やや危険である。
0.7未満	倒壊または大破壊の危険がある。

○ 木造住宅の耐震改修

木造住宅の耐震改修は、耐震診断の結果、耐震性が劣ると診断された建物を改修し、総合評点を1.0以上に上げることをいいます。改修の方法は、基礎の補強、壁やスジカいの増設、腐朽や蟻害を受けた部材の取替え、金物での補強等さまざまです。

安心のための第一歩、それは耐震診断です。

昭和56年5月以前に着工された木造住宅にお住まいの方、是非耐震診断を行ってください。
昭和56年6月の建築基準法の改正で耐震基準が強化され、木造住宅は概ね震度6強の地震でも倒壊しない構造となっています。
一方、それ以前に建てられた住宅は、耐震性が低い可能性が大きいです。

耐震診断の申込みは市町村窓口になります。

耐震診断支援事業（無料）

市町村が委託した建築士が、あなたの住宅を調査し、地震に対する強度を診断します。

耐震改修の補助金や耐震診断の申込みはお住いの市町村 窓口へ。

「耐震性なし」と診断されたら

建築士に耐震化について相談して下さい。

- ・あなたの住宅にあった耐震補強方法は
- ・改修費用は概ねどのくらい必要か
- ・耐震補強設計にかかる費用は など



木造住宅耐震化支援事業メニュー

県では市町村と共に、診断の結果「耐震性なし」と診断された住宅を対象に、耐震化のための補助事業を実施しています。

耐震改修支援事業

耐震診断による総合評点が、県が指定する地域で、1.0未満、その他の地域で0.7未満の木造住宅を耐震改修し、総合評点を1.0以上にあげる改修工事を対象とします。

- 一般世帯
- 補助率 1 / 2 □補助金限度額 60 万円

- 高齢者等世帯※1
- 県が指定する地域※2の一般世帯
- 補助率 2 / 3 □補助金限度額 80 万円

耐震化建替支援事業

耐震診断による総合評点が、県が指定する地域で、1.0未満、その他の地域で0.7未満の木造住宅を解体し、同じ市町村内に新たに住宅を建築する工事を対象とします。

- 一般世帯
- 補助率 1 / 2 □補助金限度額 60 万円

- 高齢者等世帯
- 県が指定する地域の一般世帯
- 補助率 2 / 3 □補助金限度額 80 万円

耐震性向上型改修支援事業

耐震診断による総合評点が、0.7 未満の昭和45年12月以前に着工された木造住宅を改修し、総合評点0.7以上1.0未満（0.3以上あげる。）にする改修工事を対象とします。

- 高齢者等世帯
- 県が指定する地域の一般世帯
- 補助率 2 / 3 □補助金限度額 80 万円

※の説明は裏面をご覧ください

耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルターとは、居間や寝室などに設置することにより、地震により住宅本体が倒壊しても、生命を守るための安全な空間を確保するための装置をいいます。

耐震診断による総合評点が0.7未満の木造住宅に耐震シェルターを設置する工事を対象とします。

■一般世帯

- 補助率 1 / 2
- 補助金限度額 18万円

■高齢者等世帯

- 県が指定する地域の一般世帯
- 補助率 2 / 3 □補助金限度額 24万円

※1 高齢者等世帯：65才以上の夫婦のみの世帯又は65才以上の単身世帯、身体障害者1,2級(肢体に限る)、療育手帳A所持者が同居する世帯

※2 県が指定する地域：東海地震による想定震度が6強以上の地域がある市町村
(甲府市、富士吉田市、南アルプス市、笛吹市、中央市、市川三郷町、増穂町、鯉沢町、早川町、身延町、南部町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町(15市町村))

注)補助の対象や基準、補助金の額は市町村によって異なる場合があります。
詳しい内容は、お住いの市町村窓口にお尋ねください。

耐震改修には税制の特典があります

(耐震改修支援事業を実施した方が対象となります。)

国では、耐震診断、耐震改修を促進するため次のような税制を行っております。

項目	内容
所得税	個人が、平成25年12月31日まで、旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額(20万円を限度)が所得税から控除されます。
固定資産税	旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡相当分まで)が次のとおり減額されます。 ①平成18年～平成21年に工事を行った場合 3年間 1/2に減額 ②平成22年～平成24年に工事を行った場合 2年間 1/2に減額 ③平成25年～平成27年に工事を行った場合 1年間 1/2に減額

※この内容は、税制改正等で変更されることがあります。

問い合わせ先市町村

市町村名	担当課名	TEL	市町村名	担当課名	TEL
甲府市	建築指導課 建築指導係	055-237-5828	増穂町	建設課 都市計画担当	0556-22-7203
富士吉田市	建築住宅課 耐震グループ	0555-22-1111	鯉沢町	産業建設課 建設係	0556-22-2151
都留市	基盤整備課 建築住宅担当	0554-43-1111	早川町	振興課工務 管理担当	0556-45-2511
山梨市	都市計画課 都市整備担当	0553-22-1111	身延町	建設課 建築住宅担当	0556-42-4808
大月市	建設課 施設営繕係	0554-20-1853	南部町	総務課 交通防災係	0556-66-3401
韮崎市	建設課 建築営繕担当	0551-22-1111	昭和町	都市整備課 都市整備係	055-275-8413
南アルプス市	建築住宅課 建築・開発指導担当	055-282-6397	道志村	産業振興課 建築住宅担当	0554-52-2114
北杜市	建築住宅課 住宅整備担当	0551-42-1362	西桂町	建設水道課 建設係	0555-25-2121
甲斐市	建設課 建築・開発指導担当	055-278-1668	忍野村	建設課	0555-84-7781
笛吹市	まちづくり整備課 計画指導担当	055-261-3334	山中湖村	企画課 都市計画係	0555-62-9971
上野原市	建設課 計画担当	0554-62-3123	鳴沢村	振興課 建設係	0555-85-2311
甲州市	建設課 住宅建築担当	0553-32-2111	富士河口湖町	都市整備課 都市計画係	0555-72-1976
中央市	建設課 建築住宅担当	055-274-8553	小菅村	源流振興課 住宅担当	0428-87-0111
市川三郷町	建設課 都市計画係	055-272-6090	丹波山村	総務企画課	0428-88-0211
山梨県	県土整備部建築住宅課 建築防災担当	055-223-1734			